

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日に當るときは、その翌日)

鳥取県告示第百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による土地改良事業に係る西高尾地区及び東高尾地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 鴻 三

新たに画す
字の名称

同上の区域（昭和四十九年六月一日現在の地番による。）

大字西高尾
字 実 蔭

大字西高尾字上実蔭九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三の一部、一〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字烟ヶ田一二〇の一部並びに大字西高尾字下実蔭一二四の一部、一二五の一部、一二六、一二七の一部、一三一二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字西高尾
字 赤 坂

大字西高尾字赤坂前一三三の一から一四〇まで、一四八から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西高尾字上屋シノ垣一五二から一五六の二まで及びこれらと一体をなす国有地

- ◆告示字の区域の新設等
- ◆保険医療機関等の指定
- ◆保険医の登録
- ◆土地改良法による換地処分（二件）
- ◆土地改良事業計画の適否の決定（五件）
- ◆県道の路線の認定
- ◆道路の区域の決定
- ◆道路の供用の開始
- ◆道路の区域の変更
- ◆道路の供用の開始
- ◆都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（二件）
- ◆教育委員会の招集
- ◆教委告示
- ◆公安規則
- ◆派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

		大字西高尾字上前田一八七から一九〇まで、一九一の二、一九一の三、一九二の一、一九二の二、一九三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字下前田二〇一の一、二〇五の一から二四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西高尾字下垣四二五の一部、四二六の一の一部、四二六の二、四二七の一の一部、四二七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二八の二と一体をなす国有地
区域を変更する る字の名称	同上の区域(昭和四十九年六月一日現在の地番による。)	大字西高尾字上前田のうち一八七から一九〇まで、一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西高尾字百久保田	大字西高尾字百久保田七五の二、七六、七七の一、八〇、八一の二、八一の三、八二の二、八三、八四及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字畠ヶ田のうち一二〇の一部以外の区域、大字西高尾字上実蔭一〇三の一部、一〇六の一部、一〇七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西高尾字下実蔭一二三、一二四の一部、一二五の一部、一二七の一、一二八、一二九、一二〇、一二一、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字西高尾字宮谷口のうち三一三の二、三一四の二から三一四の四まで、三一四の六から三一四の九まで、三一四の一の六から三一八の八まで、三一八の一、三一九の一、三一九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西高尾字赤坂前	大字西高尾字赤坂前のうち一二三の二から一四〇まで、一四八から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字西高尾字穴田のうち四〇四の一、四〇五の一、四〇八の一、四〇八の一、四〇九の一から四〇九の三まで、四一〇の一、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字西高尾字下垣	大字西高尾字穴田のうち四〇四の一、四〇五の一、四〇八の一、四〇八の一、四〇九の一から四〇九の三まで、四一〇の一、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西高尾字穴田四〇四の一、四〇五の一、四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一から四〇九の三まで、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西高尾字宮谷口三	大字西高尾字上前田のうち一八七から一九〇まで、一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西高尾字百久保田	大字西高尾字百久保田のうち一二五の二、七六、七七の一、八〇、八一の二、八一の三、八二の二、八三、八四及びこれ	大字西高尾字上前田のうち一八七から一九〇まで、一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西高尾字赤坂前	大字西高尾字赤坂前のうち一二三の二から一四〇まで、一四八から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字西高尾字上前田のうち一八七から一九〇まで、一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字東高尾 下代	大字西高尾 字下田井	大字西高尾字下田井の全域、大字西高尾字丸山前三八二の一、三八二の三、三八三の一、三八五の一、三八九の一、三九二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字コゴロ田四一の一から四一三の一まで、四一三の三、四一三の四、四一四の一、四一五の一、四一五の二、四一五の四、四一六及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字代田四一七の一一部、四二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字宮谷口三一九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字西高尾字穴田四一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字東高尾 字丸山前	大字西高尾 字コゴロ田	大字西高尾字コゴロ田のうち四一の一から四一三の一まで、四二三の三、四二三の四、四二四の一、四一五の一、四一五の二、四五の四、四一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東高尾 字丸山前	大字西高尾字丸山前のうち三八二の一、三八二の三、三八三の一、三八五の一、三八九の一、三九二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字東高尾 字下田井	大字西高尾字下田井の全域、大字西高尾字丸山前三八二の一、三一七の二、三一八の六から三一八の八まで、三一八の一、三一九の一の一部、三一九の三及びこれらと一体をなす国有地	

大字東高尾 字兵田	大字東高尾字兵田のうち一九五の一、一九七の一、一九八の二、二〇の一五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東高尾字ケン代山四の五、四の六、五の四及び一二の八並びに大字東高尾字奥谷七七三の二、七七三の三、七七三の三五及びこれらと一体をなす国有地
大字東高尾 字大平ル	大字東高尾字大平ルのうち二〇の八六、一〇の八七、二〇の二五二、二〇の一五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東高尾字ケン代山四の五、四の六、五の四及び一二の八並びに大字東高尾字奥谷七七三の二、七七三の三、七七三の三五及びこれらと一体をなす国有地
大字東高尾 字東野	大字東高尾字東野の全域、大字東高尾字大平ル二〇の八六、二〇の八七、二〇の二五二、二〇の一五三及びこれらと一体をなす国有地、大字東高尾字下野山一二九の一から一三〇の二四まで、一三〇の二六及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上種字東峯八六の一〇及び八六の一四六
大字東高尾 字ケン代山	大字東高尾字ケン代山のうち四四五、四六、五四五及び一二の八以外の区域
大字東高尾 字奥谷	大字東高尾字奥谷のうち七七三の二、七七三の三、七七三の三五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東高尾 字下野山	大字東高尾字下野山のうち一二九の一から一三〇の二四まで、一三〇の二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字上種 字東峯	大字上種字東峯のうち八六の一〇及び八六の一四六以外の区域

字廢止する
代田及び大字西高尾字上屋シノ垣

大字西高尾字上雲蔭、大字西高尾字下雲蔭、大字西高尾字

鳥取県告示第百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森歯科診療所	鳥取市寿町五五一	昭和五十年二月一日
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九	"
有限会社 網浜薬品	鳥取市今町一丁目一〇一	"

鳥取県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西高尾（水田転換）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る東高尾地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十年一月十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（奥山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山西 康仁	鳥医第一、九三一号	昭和五十年一月二十八日

する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

昭和五十年二月十三日から二十日間
縦覧に供する場所

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十八号

昭和五十年一月十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（浜湯山農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和五十年一月二十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（浜湯山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十号

昭和五十年一月二十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（海土地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
福部村役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
福部村役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四

縦覧の申出
福部村役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

鳥取県告示第百四十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十年一月二十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（南田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

番号	路線名	起点	点	重要な経過地
244	上地柄本線	岩美郡国府町大字上地		岩美郡国府町大字柄本

道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路類の 路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
上地柄本線	岩美郡国府町大字上地字イト バ土居二二四番の一の先から 同町大字柄本字下モ田四六三 番の四の先まで	四・〇 一八・〇	五、八三五	

鳥取県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路類の 路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
東郷 羽合 線	東伯郡羽合町大字光吉字六田ヶ 坪六五番の一の先から同町大字 長瀬字二ノ千石一九八九番の一 の先まで	三・五 一六・八 一、六二三		

種道路類の 路線名	区	間	供用開始の期日
上地柄本線	岩美郡国府町大字上地字イトバ土 居二二四番の一の先から同町大字 柄本字下モ田四六三番の四の先ま で	昭和五十年 二月十二日	

鳥取県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取港 湖山停 車場線		変更前	変更後	変更前	変更後
変更後	変更前	上浅津 田後線	上浅津 田後線	東伯郡羽合町大字上浅津字一ノ 屋敷三二三番の二の先から同町 大字上浅津字井料田五六五番の 一の先まで	久留字光吉後一四一番の六の先 まで
鳥取市賀露町字灘端一五三八 番の一の先から同市賀露町字港 ノ壱一一六四番の三四の先まで	鳥取市賀露町字灘端一五三八 番の一の先から同市賀露町字港 ノ壱一一六四番の三四の先まで	六・八 六・○	六・八 六・○	東伯郡羽合町大字上浅津字古 屋敷三八六番の一三の先から同 町大字上浅津字井料田五六五番 の一の先まで	東伯郡羽合町大字上浅津字一ノ 屋敷三二三番の二の先から同町 大字上浅津字井料田五六五番の 一の先まで
鳥取市賀露町字灘端一五三八 番の六五の先から同市賀露町字 港ノ壱一一六四番の三四の先ま で	鳥取市賀露町字灘端一五三八 番の六五の先から同市賀露町字 港ノ壱一一六四番の三四の先ま で	三・二 六・○	三・二 六・○	鳥取市湖山町字大石橋七八三 番の四の先から同市岩吉字西上 美田一一七番の一の先まで	鳥取市湖山町字大石橋七八三 番の四の先から同市湖山町字大 石橋七八一番の四の先まで
鳥取市賀露町字西浜一七五七 番の七一八の先から同市賀露町 字港ノ壱一一六四番の三四の先 まで	鳥取市賀露町字西浜一七五七 番の七一八の先から同市賀露町 字港ノ壱一一六四番の三四の先 まで	七五二 二二・〇 二三九・五	七五二 六一二 六一二	四一〇 四一〇 二七〇	四一〇 四一〇 八〇五

鹿野線		倉吉線	鳥取鹿野	変更前	変更後	変更前
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
氣高郡鹿野町大字鹿野字紺屋 町六〇五番の先から同町大字鹿 野字金堀七二番の一の先まで	一	"	"	氣高郡鹿野町大字鹿野字金堀七 二番の一の先から同町大字鹿野 字大工町尻二四三六番の先まで	鳥取市湖山町字大石橋七八三 番の四の先から同市岩吉字西上 美田一一七番の一の先まで	鳥取市湖山町字大石橋七八三 番の四の先から同市湖山町字大 石橋七八一番の四の先まで
五・五	一	一〇・〇 一三六・〇	一、四六一 一、五六	三・八 五八・四	八・〇 五八・四	一四・〇 一六〇
三四二	一	一、二九三	一、二九三	七五〇		一六〇

鳥取県告示第百四十六号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
次のことおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示す
る。

その関係図面は、昭和五十年一月十二日から二週間鳥取県土木部道路課

気高郡鹿野町大字鹿野字大工町

尻二四四七番の一〇の先から同

一〇・〇

一一五

において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

町大字鹿野字大工町尻二四三六番の先まで

一五・〇

一二五

				鹿野線	氣高
鹿野線	矢口	変更前	変更後	鹿野線	氣高
変更後					
		気高郡鹿野町大字鹿野字下村屋 敷廻り一四七〇番の一の先から 同町大字鹿野字下町南側一三三 三番の次一の先まで	三・六 四・二 二二二		

道路類の 路線名	区 間	供用開始の期日
東郷羽合線	東伯郡羽合町大字光吉字鳴滝一〇七 番の一の先から同町大字久留守光吉 後一四一番の六先まで	昭和五十年 二月十二日
上浅津田後線	東伯郡羽合町大字上浅津字古屋敷 三八六番の一三の先から同町大字上 浅津字井料田五六五番の一の先まで	"
鳥取港 湖山停車場線	鳥取市賀露町字西浜一七五七番の 七一八の先から同市賀露町字港ノ堀 一一六四番の三四の先まで	"
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市湖山町字土器免九五六番の 四の先から同市岩吉字西上美田一 七番の一の先まで	"
気高郡鹿野町大字鹿野字金堀七二 番の一の先から同町大字鹿野字大工 町尻二四四七番の一〇の先まで	"	"

鳥取県告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画汚物処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

- | | |
|-------|---|
| 一 日 時 | 昭和五十年二月十四日 午前十一時十五分 |
| 二 場 所 | 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室 |
| 三 議 題 | (1) 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について
(2) その他 |

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第二号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

立川" "立川町五丁目

立川" "立川町二二丁目

附則

この規則は、公布の日から施行する。